

開成町における女性職員の活躍の推進 に関する特定事業主行動計画

平成28年4月

はじめに

開成町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、開成町長、開成町議会議長、開成町選挙管理委員会、開成町代表監査委員、開成町農業委員会、開成町教育委員会が策定する特定事業主行動計画です。

平成28年4月1日

開 成 町 長
開 成 町 議 会 議 長
開成町選挙管理委員会
開成町代表監査委員
開 成 町 農 業 委 員 会
開 成 町 教 育 委 員 会

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画を策定しました。本計画は、各任命権者（＝特定事業主）の連名で策定していますが、本計画の策定、必要に応じての変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等については、行政推進部総務課で行うこととしています。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況の把握と分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

なお、この目標は、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局における共通した目標と位置付け、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げています。

女性職員の割合

●採用の女性割合（全部局）

	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
男性	3人	3人	3人	3人
女性	1人	4人	2人	1人
合計	4人	7人	5人	4人
女性割合	25%	57%	40%	25%

●職員の女性割合（全部局）

[平成27年4月1日現在]

区分	全職員数	うち女性職員数	女性職員割合
計	114人	43人	38%

【目標設定】

平成32年度までに職員の女性割合を、少なくとも平成27年度の実績（38%）より7%引き上げ、45%以上にしよう努めます。

仕事と家庭の両立

●男女別の育児休暇取得率（全部局）

	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
男性職員	(対象0名) 0%	(対象2名) 0%	(対象2名) 0%	(対象2名) 0%
女性職員	(対象2名) 100%	(対象2名) 100%	(対象4名) 100%	(対象3名) 100%

【目標設定】

平成32年度までに、休暇が取得可能な対象男性職員の育児参加のための休暇が取得しやすいよう、育児休業等の制度を職員へ周知を図るとともに、男性職員の休暇取得割合を、80%以上にしよう努めます。

超過勤務時間

●職員一人あたり各月ごとの超過勤務時間（全部局）

〔単位：時間〕

26年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	一人あたりの年間平均超過勤務時間
職員一人あたりの超過勤務時間	5.6	9.0	8.6	7.7	8.1	9.1	6.5	8.1	5.6	3.6	6.6	8.6	87

※管理職を除く職員91名の平均時間

配置・育成・教育訓練及び評価・登用

●管理的地位にある職員に占める女性職員割合（全部局）

	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
女性管理職数	2人	2人	2人	2人
全管理職数	22人	21人	21人	21人

女性職員割合	9.1%	9.5%	9.5%	9.5%
--------	------	------	------	------

【目標設定】

平成32年度までに、管理的地位にある職員に占める女性職員割合を、平成27年度の実績（9.1%）より5.9%引き上げ、15%以上にしよう努めます。

●各役職段階にある職員に占める女性職員割合（全部局）

	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
副主幹級以上の女性職員数	14人	16人	16人	16人
副主幹級以上の職員数	50人	53人	55人	54人
女性職員割合	28.0%	30.2%	29.1%	29.6%

【目標設定】

平成32年度までに、副主幹級以上の女性職員割合を、少なくとも平成27年度の実績（28%）より7%引き上げ、35%以上にしよう努めます。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施します。

なお、この取組は、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局における共通した取組と位置付け、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げています。

取組事項

- 平成28年度より、女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置します。
- 平成28年度より、課長・主幹・副主幹の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行います。
- 自身又は配偶者が出産を控えている全ての職員に対して、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進に努めます。
- 平成28年度より、フレックスタイム制の施行実施を行います。